

岡山県環境影響評価図書の公表に関する要綱

令和3年3月23日

環企第307号

(目的)

第1条 この要綱は、次の各号による環境影響評価図書の公表に当たって必要な事項を定めることを目的とする。

- (1) 環境影響評価法施行規則（平成10年総理府令第37号。以下「法施行規則」という。）第1条の2第2項第2号及び第3条の2第2号（第7条の2第1項及び第15条の2第1項において準用する場合を含む。）に規定する関係都道府県の協力を得て、関係都道府県のウェブサイトに掲載する方法
- (2) 岡山県環境影響評価等に関する条例施行規則（平成11年岡山県規則第25号。以下「条例施行規則」という。）第7条第2項ただし書（第14条及び第25条の1において準用する場合を含む。）に規定する知事が定める方法

(用語)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境影響評価図書 次に掲げる書面をいう。
 - ア 環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第3条の3第1項に規定する計画段階環境配慮書及びこれを要約した書類
 - イ 法第5条第1項に規定する環境影響評価方法書及びこれを要約した書類
 - ウ 法第14項第1項に規定する環境影響評価準備書及びこれを要約した書類
 - エ 法第21条第2項に規定する環境影響評価書及びこれを要約した書類
 - オ 岡山県環境影響評価等に関する条例（平成11年岡山県条例第7号。以下「条例」という。）第5条第1項に規定する環境影響評価実施計画書
 - カ 条例第12条第1項に規定する環境影響評価準備書及びその要約書
 - キ 条例第19項第2項に規定する環境影響評価書
- (2) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (3) 特定の著作物 環境影響評価図書に掲載された、事業者以外の者が著作権を有する地図、写真、図形等の著作物のことをいう。

(知事が定める公表の方法)

第3条 条例施行規則第7条第2項ただし書に規定する知事が定める方法は、次の各号いずれかの方法によるものとする。

- (1) 事業者の申出により、県のウェブサイトに掲載する方法
- (2) 事業者及び県以外のウェブサイトに掲載するなど、環境影響評価図書が適

切に公表される方法

(公表の申請等)

第4条 事業者は、第1条第1号又は前条第1号に規定する方法により公表を行う場合、あらかじめ知事に対して次に掲げる書面等により申請するものとする。

(1) 環境影響評価図書の公表等に係る申請書(別記第1号様式)

(2) 公表を行う環境影響評価図書の電磁的記録

2 事業者は、前項の申請に当たり、特定の著作物が含まれるときは、当該著作物の公表について、著作権者の許諾を得ること。

(著作権への留意)

第5条 公表に当たっては、著作権その他に関する問題が生じないよう、次のとおり留意するものとする。

(1) 県は、ウェブサイト上に、事業者の許諾を得ないで掲載内容の複製、転用等を行うことは禁止されている旨を記載する。

(2) 事業者から、前条第1項第1号による申請書により特定の著作物の公表に関して、著作権者の許諾を得られない旨の申出があった場合、県は、当該箇所については掲載しない。

(電磁的記録の仕様等)

第6条 第4条第1項第2号に規定する電磁的記録は、次の仕様により作成し、岡山県大容量ファイル転送システム等(知事が指定するものに限る。)により提出すること。

(1) ファイル形式は、PDF形式等改ざんされにくく、広く普及しているものを用いること。

(2) 各々のファイル容量は、章ごとに適宜分割すること等により、50メガバイト以下になるようにすること。

附 則 (令和2年環企第307号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第4条関係）

環境影響評価図書の公表等に係る申請書

年 月 日

岡山県知事 様

住所

氏名

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称
及び代表者の氏名

連絡先

下記のとおり、環境影響評価図書について、岡山県環境影響評価図書の公表等に関する要綱（令和3年3月23日付環企第307号。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定により、岡山県のウェブサイトへの掲載を申請します。

記

1 環境影響評価図書の名称

2 著作権者の許諾状況

(1) 全て許諾

(2) 一部許諾

不許諾部分	著作権者	不許諾理由

地図について、国土地理院等の承認を得ている場合の承認番号

3 ウェブサイト上のファイルの印刷・ダウンロード

(※「否」を選択した場合、印刷不可等の設定を行った電磁的記録を提出)

ア 印刷 可 否

イ ダウンロード 可 否

備考 この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を用いることができます。

(日本産業規格A 列4番)